

区画整理だより

UR都市機構

堺都市再生事務所 発行

権利者の皆様におかれましては、土地区画整理事業の推進にご理解ご協力いただきましてありがとうございます。前回の区画整理だより（第15号）にてご案内しておりました「事業計画変更の縦覧」についてお知らせいたします。

事業計画変更の縦覧について

南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業の事業計画変更認可を受けるための手続きとして、下記のとおり縦覧が実施されることとなりましたのでお知らせいたします。今回は先行整備街区Aの街区形状の変更が主な内容です。

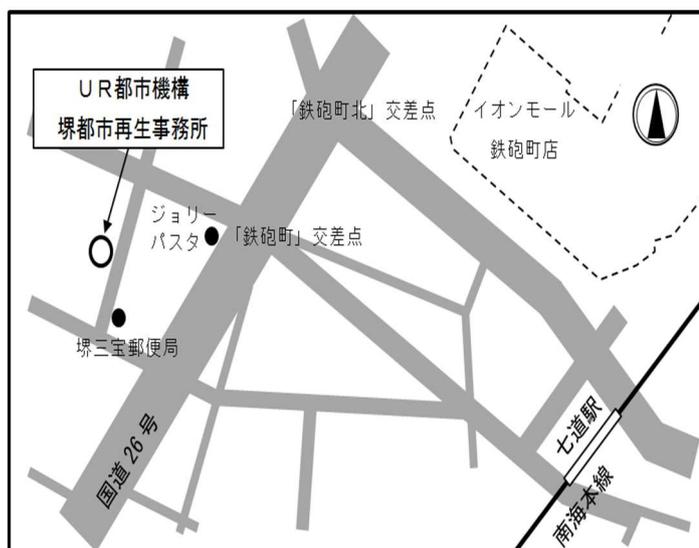
縦覧期間：令和2年6月15日（月）から令和2年6月28日（日）まで
（縦覧期間中は、土曜、日曜も縦覧を行います。）

縦覧時間：午前9時30分 から 午後5時30分まで

縦覧場所：堺市堺区三宝町四丁274番地2

UR都市機構堺都市再生事務所（下図参照）

その他：新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用にご協力をお願いいたします。また、来訪時に検温させていただきますので、あらかじめご了承ください。



土地区画整理事業に関する問い合わせ先

ご不明の点やわからないことがありましたら、当機構までお気軽にお問合せください。



UR都市機構

独立行政法人都市再生機構

西日本支社 堺都市再生事務所

TEL：072-282-7722